

通訳案内士制度の見直しに関するこれまでの経緯 及び規制改革会議の答申等について

観 光 庁
平成28年6月13日

- 通訳案内士制度が創設され、60年以上が経過している中、訪日外国人旅行者の増加及びニーズの多様化に的確に対応できるように、中長期的な視野から今後の制度のあり方を検討（平成26年12月から検討開始し、これまで13回にわたり議論）。
- 関係者の意見を幅広く聴取した上で、課題・論点を整理し、その上で改善策を議論。

制度創設時（昭和20年代）

【社会環境】

- ・ 訪日外国人は6万人程度であり、受入体制も未整備。（日本人の外国語能力・外国人の存在を前提としないシステム）

【通訳案内士制度に期待されていた役割】

- ・ 安定的な対外関係を築くための我が国についての正しい理解向上
- ・ 外国人旅行者の身体・財産の保護

60年が経過

現在

【社会環境】

- ・ 平成25年には訪日外国人旅行者1000万人突破し、現在も大幅な増加基調
- ・ 都市部・ゴールデンルートに集中し、それ以外の地域の格差が拡大
- ・ 悪質ガイドの拡がり

【通訳案内士制度に期待される役割（量の確保に加え、質の多様化）】

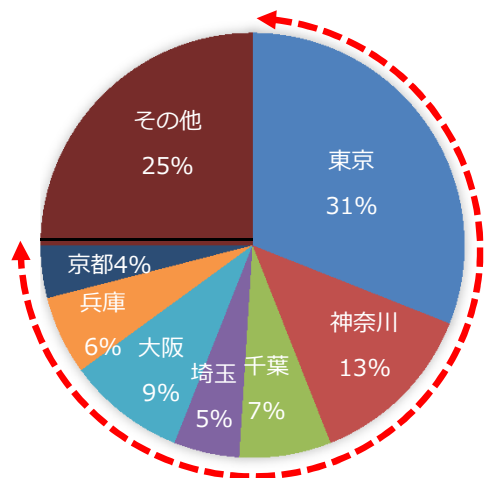
- ・ 英語以外の言語への対応
- ・ より多様化、専門化したニーズへの対応
- ・ サービス利用の容易化
- ・ サービスを選択する際の透明性の拡充

論点・課題

- 資格制度の法的位置づけ
- 資格付与のあり方（試験内容等）
- 資格付与後の品質確保方策（更新制の是非）
- 資格取得者の活用促進方策

大都市部への偏在

（4分の3は都市部）



（資格取得者は全国で約1.9万人）

ガイドニーズの多様化

（地域の観光資源の魅力を伝える）

- ✓ 世界遺産エリアのトレッキング（和歌山・熊野）
- ✓ 日本アルプスの山岳ガイド（長野）
- ✓ 日本の伝統文化の詳細な説明（京都）



特定分野を専門的に解説するニーズの高まり

悪質な無資格ガイド



- ・キックバックを前提として、特定の店舗に案内
- ・効果が不明な健康食品や市中の他の店舗と比較して、著しく高価な商品を購入させる。

現行の通訳案内士は、フルアテンドを前提とした極めて難易度の高い試験で、外国人旅行者のニーズに量・質ともに対応できていない。

見直しの方向性

○ 地域ガイド制度の導入

- ・全ての都道府県において研修の修了により資格を付与し、きめ細かな通訳案内を可能にする。

○ 全国ガイドの資格付与見直し

- ・試験の出題方針・合格基準を見直し、量的充足を図るとともに、研修等により質を確保。

○ 両罰規定の導入

- ・無資格ガイド行為者のみならず、これを使用した事業者についても、新たに罰則の対象として追加する。

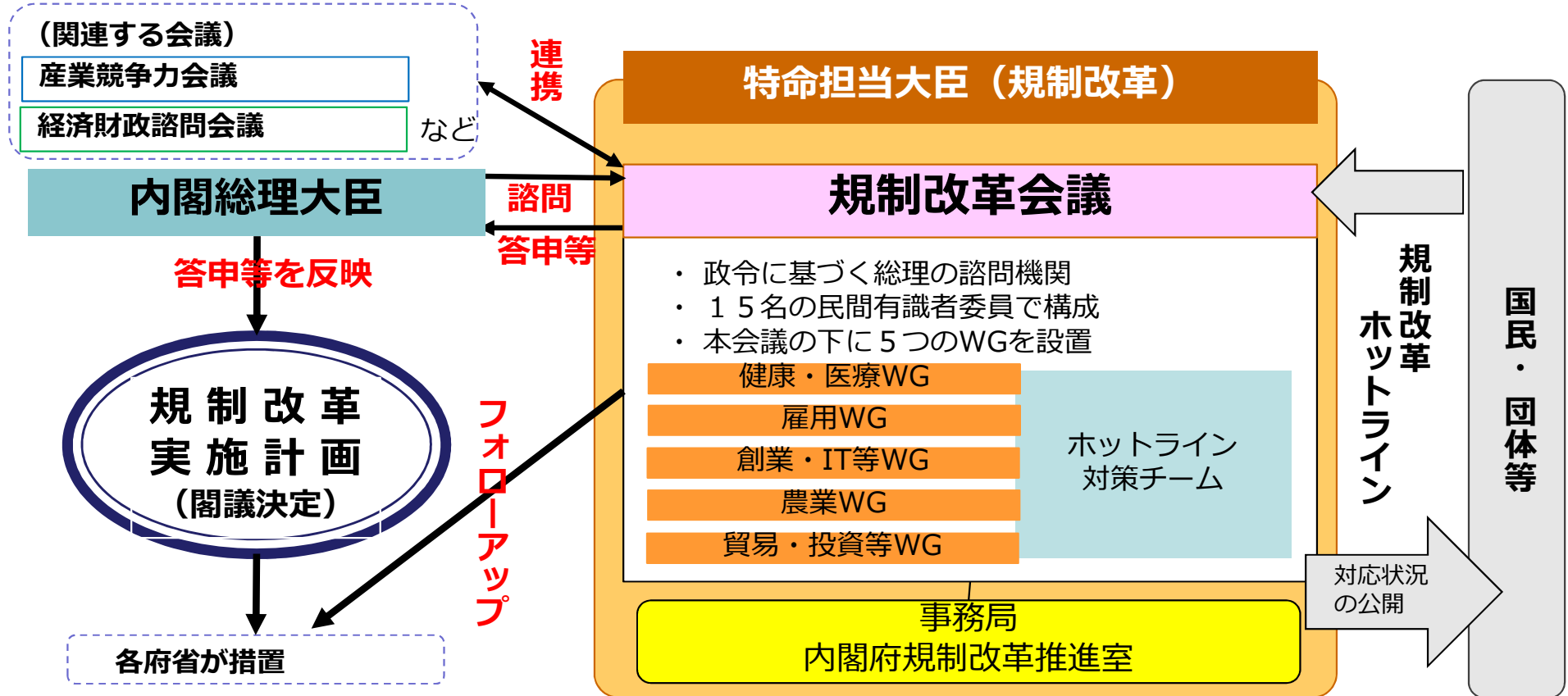
○ ガイドラインの策定

- ・通訳案内士の資格を必要とする業務の範囲をより具体的かつ明確に示すガイドラインを早急に策定。

規制改革会議の概要

- 規制改革会議は、内閣総理大臣の諮問を受け、規制改革を進めるための調査審議を行い、内閣総理大臣へ意見を述べることを主要な任務としている。1年間をサイクルとして、毎年6月頃に答申を取りまとめている。
⇒ 政府は答申を踏まえ、「規制改革実施計画」として閣議決定
- 今期（H27.7～H28.6）は、「健康・医療」、「雇用」、「農業」、「投資促進等」、「地域活性化」の5つをテーマにWGを設置。事業者の提案や担当省庁のヒアリングを行いながら改革の内容を検討。
- 「通訳案内士制度の要件緩和」について、1月28日（木）には、観光庁から、2月10日（水）には、通訳案内士団体からヒアリングを実施。

<規制改革推進のスキーム>



議長	岡素之	住友商事株式会社相談役
議長代理	大田弘子	政策研究大学院大学教授
	安念潤司	中央大学法科大学院教授
	浦野光人	株式会社ニチレイ相談役
	大崎貞和	株式会社野村総合研究所主席研究員
	翁百合	株式会社日本総合研究所副理事長
	金丸恭文	フューチャーアーキテクト株式会社 代表取締役会長 CEO
	佐久間総一郎	新日鐵住金株式会社代表取締役副社長
	佐々木かをり	株式会社イー・ウーマン代表取締役社長
	滝久雄	株式会社ぐるなび代表取締役会長
	鶴光太郎	慶応義塾大学大学院商学研究科教授
	長谷川幸洋	東京新聞・中日新聞論説副主幹
	林いつみ	桜坂法律事務所弁護士
	松村敏弘	東京大学社会科学研究所教授
	森下竜一	大阪大学大学院医学系研究科教授

規制改革に関する第4次答申（平成28年5月19日）

②インバウンド・観光関連の規制の見直し

ア 通訳案内士制度の見直し【平成28年度中に法案を提出】

通訳案内士法（昭和24年法律第210号）により、通訳案内士でなければ、外国人に対して外国語により有償で旅行に関する案内を業として行うことはできないとされている（業務独占）。しかし、2015年の訪日外国人旅行者は約2,000万人と急増し、「明日の日本を支える観光ビジョン」に掲げるとおり、今後2020年には4,000万人へ倍増させることが政府目標とされている。また、そのニーズも従来の名所旧跡訪問にとどまらず多様化している。

こうした中、現行の通訳案内士の4分の3は都市部に偏在し、その言語も3分の2が英語であるため近年増加している中国語・韓国語等に対応できないという現状に鑑みれば、通訳案内士の業務独占を維持したままでは、「観光先進国」を目指す上で量と質の両面で対応できないことが明白であるとの指摘がある。

したがって、**訪日外国人旅行者の増加とニーズの多様化に対応するため、通訳案内士の業務独占規制を廃止し、名称独占のみ存続**することとする。**その際、業務独占規制の廃止に伴い団体旅行の質が低下することのないよう、訪日旅行商品の企画・手配を行っているランドオペレーター等の業務の適正化を図る制度を導入**する。

規制改革実施計画（平成28年6月2日閣議決定）

②インバウンド・観光関連の規制の見直し

事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
通訳案内士制度の見直し	訪日外国人旅行者の増加とニーズの多様化に対応するため、通訳案内士の業務独占規制を廃止し、名称独占のみ存続 することとする。 その際、業務独占規制の廃止に伴い団体旅行の質が低下することのないよう、訪日旅行商品の企画・手配を行っているランドオペレーター等の業務の適正化を図る制度を導入 する。	平成28年度中に法案提出	国土交通省

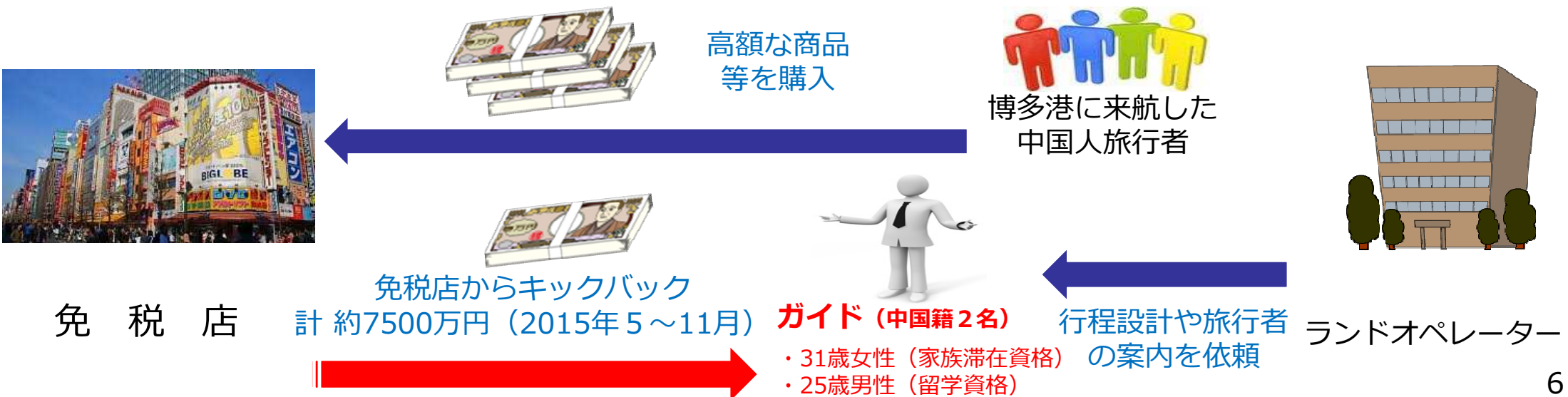
■ 旅の品質低下に伴う苦情の増加、満足度の低下

(例)

分類	苦情内容
免税店	<ul style="list-style-type: none"> ○ ガイドが免税店に案内し、午前中ずっとそこで買い物させられた。車の中では酵素など保健食品の効果を宣伝し、皆それを信じるようになった。そのせいで、高額な保健食品を大量購入することになった。 ○ 免税店で、非常に熱心に薬を勧められたが、帰国後、調べると偽物ということが判明した。
旅程管理	<ul style="list-style-type: none"> ○ コースの変更などを勝手に行い、観光スポットを減らし、ショッピングの時間と場所を増やしたため、十分な観光が叶わなかった。

■ いわゆる“ぼったくりツアー”の一例（福岡の例）

○ 平成28年3月3日、中国人観光客へのガイドを就労資格のない中国人にさせていたとして、福岡県警が中国系ランドオペレーターや免税店の従業員及び不法就労ガイドを書類送検。



- ランドオペレーターは、内外の旅行者からの委託等を受け、宿泊施設や運送手段・ガイド等の手配を行うが、現行の旅行業法では、個人の旅行者に直接サービスを提供する旅行業者のみが対象になっているため、同法の対象外。
- 一方、昨今問題となっている利益優先による質の低い又は安全性の低い旅行商品は、ランドオペレーターが企画し、ガイドを使って案内させている。
- このため、通訳案内士の業務独占を廃止する際には、さらなる状況悪化を防ぐため、ランドオペレーターの実態を把握し、適切な指導・監督を行うことができるような制度が必要。

